

令和4年3月22日

自治会町内会長 様

港北区総務課長

「町の防災組織活動費補助金」 令和4年度交付申請及び3年度実績報告について（通知）

日頃から区の防災施策・事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

1 事業概要

自治会町内会等で組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2 交付する補助金額

申請世帯数×160円

※ただし、令和4年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数が上限です。（配布がない団体は届出のある加入数とします）

4月1日時点の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数が上限です。

（ご不明点は区の担当者までお問い合わせください。）

3 提出書類

「※」のついている書類は、地域振興課に提出済の場合、提出不要です。

(1) 交付申請

- ・令和4年度町の防災組織活動費補助金交付申請書
- ・収支予算書※
- ・事業計画書※
- ・団体の規約（変更がない場合は提出不要）※

(2) 実績報告（令和3年度に交付申請を行った場合は、提出必須です）

- ・令和3年度町の防災組織活動費補助金実績報告書
- ・収支決算書※
- ・活動実績報告書※
- ・領収書（1件10万円以上の支出があった場合）

(3) 請求

- ・請求書（交付決定後に様式を送付します）
- ・口座振替依頼書※
- ・振込口座の確認できる通帳等の写し※

なお、交付申請書および実績報告書については、港北区役所のHPにデータで掲載されておりますので、必要な方は「港北区 町の防災組織活動費補助金」でご検索ください。

裏面に続く

4 提出期限

- (1) 交付申請及び実績報告

令和4年9月30日（金）

※ご申請いただいた自治会町内会から、順次手続きを進めます。

- (2) 請求

交付決定日から約2週間

5 注意事項

- (1) 申請書の申請金額と収支予算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようお願いいたします。
- (2) 実績報告書の支出金額と収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額が合っていないことが多く見受けられます。金額をご確認いただきまようお願いいたします。
- (3) 令和3年度に補助金の交付を受けている場合は、令和4年度に交付申請を行わない場合でも令和3年度の実績報告書を提出する必要があります。

6 提出方法

総務課窓口にて御持参いただくか、郵送にて御提出ください。

- (1) 総務課窓口： 港北区役所4階44番窓口

- (2) 郵送先：〒222-0032 港北区大豆戸町26-1 総務課防災担当 宛

令和3年度に引き続き、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、防災訓練や会議等の開催が難しく、予定通りの補助金活用ができない状況もあるかと存じます。防災訓練や会議は、防災活動として当然重要なものですが、災害に備えた備蓄品の購入なども、同じく重要な防災活動です。

予定通りの防災活動が行えない場合でも、今できる防災活動に当補助金をご活用いただければと思います。

もし、検討している活動内容が、補助の対象かわからないなど、ご不明な点がある場合には、下記連絡先までご連絡ください。

【最近よくあるご質問内容】

Q. アルコールなど感染症対策の物品は補助金の対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 会議をオンラインで実施したいと考えていますが、機材費などは補助金の対象になりますか？

A. 防災活動として活用いただくのであれば、対象になります。

※当該事業は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることが前提となります。

【問合せ先】

港北区総務課防災担当 滝沢

TEL 045-540-2206

FAX 045-540-2209